

県ヤングケアラー 支援マニュアル (概要)

01 マニュアルの構成

02 位置づけ・「ヤングケアラー」の捉え方

03 支援の基本方針・フロー例

04 支援が必要な子どもや家庭に「気づく」視点

01 マニュアルの構成

総論編

- 第1章 ヤングケアラーについて
- 第2章 ヤングケアラー支援の基本的な方針
- 第3章 ヤングケアラー支援の連携体制

実践編

- 第4章 ヤングケアラー支援のフロー
- 第5章 ヤングケアラーの早期発見・把握
- 第6章 支援方針の検討にあたってのポイント
- 第7章 支援の実施
- 第8章 支援における今後の課題について

資料編

- 第9章 相談窓口
- 第10章 「困りごと」に応じた支援制度
- 第11章 事例集
- 第12章 参考資料

02-1 位置づけ・「ヤングケアラー」の捉え方

マニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方

- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも



マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、ヤングケアラーの中でも特に支援対象となり得るこどもに焦点を当て、支援を行う自治体担当者及び関係団体・支援者の方(学校、福祉分野、地域の方)を対象として作成。
- 支援にあたっては、こども本人や家族から話をよく聞き、それぞれの気持ちに寄り添いながら、全てのこどもが個人として尊重される視点を持って支援をしていくことが重要です。

3

02-2 位置づけ・「ヤングケアラー」の捉え方

マニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも

子ども・若者育成支援推進法の改正法案における支援対象

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

※本通常国会にて審議中

貧困・障がいをはじめ、様々な課題を抱えるこども

「ヤングケアラー」の中でも支援対象となり得るこども

虐待など早期介入が必要なこども

周囲の大人の「気づき」・見守り

4

03-1 支援の基本方針・フロー例

支援の基本方針

■ ヤングケアラーへの理解

- ・ 支援者の視点では支援が必要と思われたとしても、こどもや家族が支援を望まない場合がある。こども本人がケアをすることについてどのように考えているのかを確認し、こどもが支援に対してどのようなニーズを持っているのかを理解することが重要。

■ 多機関・多職種の連携の重要性

- ・ ヤングケアラーがおかれている状況や認識は様々であり、それらを総合的にアセスメントしながら検討する支援内容も様々である。
既存の支援を組み合わせ、ケースごとにカスタマイズしていくことが求められるため、複数の関連機関による連携が重要。

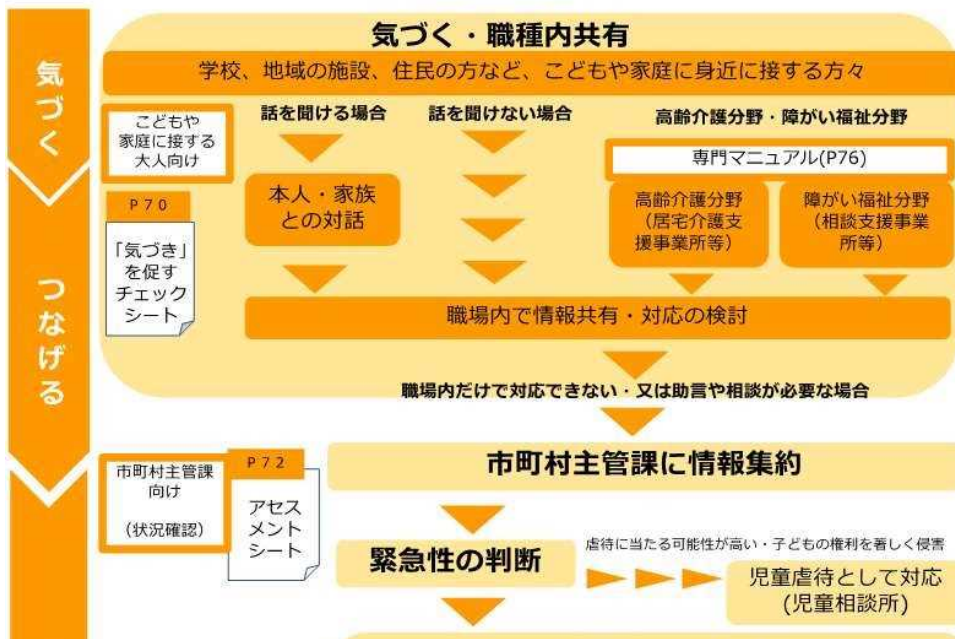
■ 若者ケアラー支援への継続性

- ・ ヤングケアラーが18歳となった以降も、支援が途切れることがないよう、点ではなく線で、若者ケアラーまで切れ目のない支援を行い、将来の可能性を広げる(狭めない)ことが重要。
- ・ 進学や就職等、若者ケアラーならではの問題もあることから、年齢や状況によっては、就労支援関係機関等との連携も必要。



03-2 支援の基本方針・フロー例

連携体制の基盤づくり



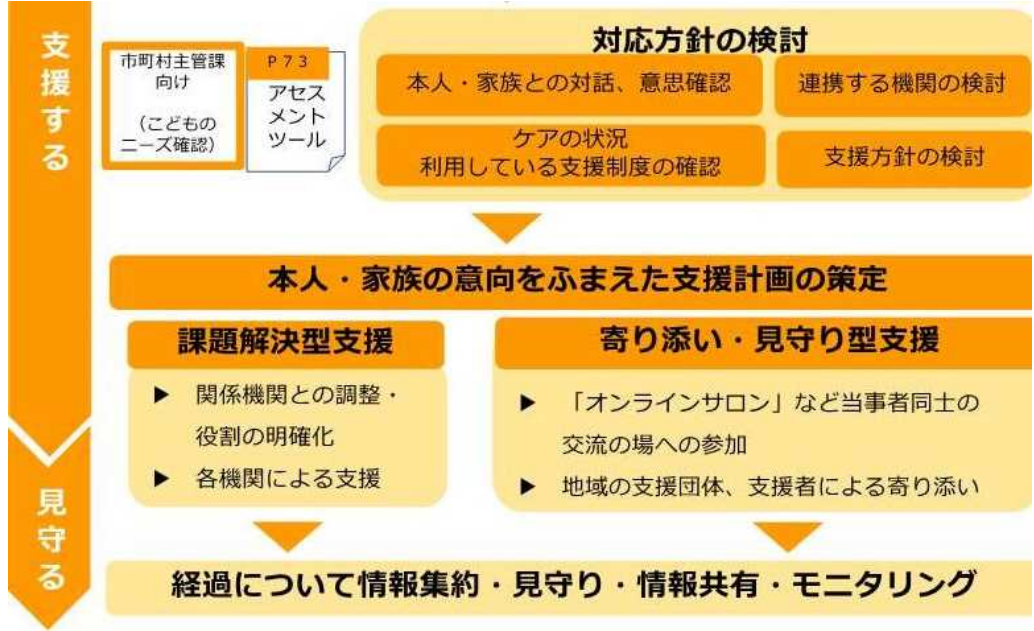
気づく

- ・ 地域において支援が必要なこどもに気づく視点を増やす。
- ・ 高齢介護及び障がい福祉分野との連携

つなげる

- ・ 支援を必要とするこどもを把握し、自機関だけでは対応できない場合、又は助言や相談が必要な場合には、市町村主管課に情報提供を行う。

03-3 支援の基本方針・フロー例



- 支援する**
- 連携機関によるケース会議を開催。
 - 本人や家族の意向をふまえ、地域資源を活用した支援計画を策定
- 見守る**
- 本人や家族の状況の変化により、必要に応じて支援内容を見直す。
 - 変化に早期に対応できるように、継続した見守りと信頼関係づくり。

※支援マニュアルP28参照

04-1 支援が必要な子どもや家庭に「気づく」視点

記入欄		記入欄			
※必ずしも全て埋める必要はありません※		記入欄			
区分	No.	気に留めておく項目・内容	記録日		
			該当	非該当	不明
基本情報	1	子ども（概ね18歳以下）の人数	人		
	2	世帯における大人の人数 ※同居している家族構成（ ）	人		
	3	養育支援者の不在 援助者や頼れる人がいない、家庭内の育児負担の偏り、地域からの孤立等			
	4	3歳未満の乳幼児がいる			
	5	障がい又は配慮が必要な子どもがいる（手帳の有無は不問） <input type="checkbox"/> 慢性的身体疾患、身体障害 <input type="checkbox"/> 知的、運動、認知等の発達はいずれかに遅れが見られる	人		(1)
	6	障がい又は配慮が必要な大人がいる（手帳の有無は不問） <input type="checkbox"/> 慢性的身体疾患、身体障害、要介護・要支援 <input type="checkbox"/> 精神疾患、精神不調、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）等 <input type="checkbox"/> 妊婦	人		
養育者	7	子どもへの評価・感情が否定的である 「かわいくない」「憎い」などの発言、しつけが厳しい、発達不相応な自立の要求等			
	8	育児について拒否的な発言がある 養育よりも自己都合が過度に優先、生活上の関心が子どもにない、子どもへのケアや配慮が少ない等			
	9	養育に関する知識不足、家事・育児能力が不足している			
	10	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている			
子ども	11	感情や行動のコントロールに課題がある 些細なことで激しく怒る、感情的になる、攻撃的な態度をとる等			
	12	子どもへの虐待や過度の家事・ケア負担について自覚がある			
	13	身なりが整っていない 体や衣服の不潔感、髪を洗っていない、臭い、爪が伸びている、季節にそぐわない服装をしている等			(2)
	14	必要な時に病院に通院・受診できていない			
家族へのケア	15	学校に行っているような時間に、学校以外で姿を見かけることがある			
	16	学校を休みがち（欠席・遅刻・早退等が多い）又は保健室登校をしている。			
	17	日常的に家族のケアをしている（ケアの対象者： ） 買い物・料理などの家事、きょうだいの世話や送迎、障がい・病気・高齢の家族のケア			
	18	アルバイトをして家計を助けている（学費や携帯の支払い等）			
	19	疲れている様子や精神的な不安定さがある			
	20	家族のことや将来に対する不安や悩みを口にしている			
	21	相手と視線が合わせられない			
	22	落ち着かない			
心理行動	23	些細なことでもすぐにかっとなるなど乱暴な言動が見られる			
	24	食べ物への執着が強い（過食等）、又は食欲不振など、食事に関する課題がある			

- コンセプト**
- 支援が必要な子どもやその世帯に関わる主な傾向(気に留めておく項目)を意識する。
 - 自分自身から伝えづらく、見落としやすい、困難を抱える子どもに気づく目安とする。
 - 気になる子どもがいた場合に、職場内で共有し、支援につなぐきっかけとする。

※支援マニュアルP71参照

項目は次ページに続きます

使い方のイメージ

チェックシートにより、支援が必要な子どもの主な傾向を意識する

チェックシートを使用し、気になる子どもがいる場合は、周りの職員に相談する

周りの職員と情報共有を行いながら、職場内で対応策を検討する

職場内だけでは対応できない場合・または助言や相談が必要な場合

市町村相談窓口へご連絡ください

世帯環境	25	経済的困窮を抱えている 経済的支援でのみ生活、経済的不安や心配、世帯に労働者がいない等			参考 情報
	26	養育者に時間的制約がある 介護、多子世帯、長時間就労、夜間または頻繁な出張を伴う就労環境等			
	27	養育者が精神的負担を抱えている 疲労、育児不安・ストレス、無気力、一人で抱え込む、援助要請の困難等			
	28	家庭の様子に違和感がある 不衛生、居所不定、安全への配慮がない、DV、不和、極端なこだわりや固執等			
	29	養育者のいずれかが外国にルーツがある			
記録者の所見(追記情報・気になる事項等)		子どもや家族が利用している機関	(1)及び(2)に該当し、自機関以外の支援が必要な場合		
		子どもや家族の支援の希望有無	市町村相談窓口へ【裏面参照】		
		有り 無し 不明			

※支援マニュアルP71参照

9

(参考) 素案からの修正点

■ 定義の修正(P4、P6)

ヤングケアラーを「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること」
とした上で、支援が必要な子どもや世帯に対する支援に焦点を当てる旨趣旨等を追記

■ 子どもの権利に関するアセスメント項目の追記(P9)

子どもの気持ちに寄り添った形での意向確認について追記

■ 各機関の機能及び役割例(P19)

「18歳未満の子ども」を「児童」に変更

■ 既存の会議体を活用する例(P23)

各会議体の対象者等を整理した表を追加

■ 生活福祉所管課を中心とした連携体制イメージの追加(P25)

■ 支援フローに高齢介護及び障がい福祉分野のマニュアルについて追記(P28)

■ 「気づき」チェックシートの使用場面例の追記等(P33)

■ 高齢介護及び障がい福祉分野について追加(P34、P76)

■ 「気づき」チェックシートにおける項目の整理(P36、P71)(「養育者が一人」欄の削除等)

■ 「虐待にあたる可能性が高い」場合の記載変更(P37)

■ 子どもとの信頼関係を構築するための会話の視点について追加 (P40、P73)

■ 支援における今後の課題について追加(P51)

※その他、関係法令及び相談窓口の追記等軽微な修正⁰